

「児童自立支援施設に関する実態調査について（調査結果）」より抜粋

IV 子どもの援助内容について

(1) 新入の子どもに特別の対応をしていますか。（複数回答可）

	割合 (%)	施設数
①新入の子どものための専用寮舎がある。	13.8	8
②新入の子どものための特別なプログラムがある。	48.3	28
○新入児童支援カリキュラム（情緒の安定、生活への動機付け、健康診断、心理テスト、学力テスト）		
○1週間程度のプログラム（①生活上の約束、日課②退園までの努力目標の確立③学力の確認）		
○新入特別日課が3日間あり、その後も課題がクリアできなければ部分的に継続した日課におかれ。寮長面接・個別生活指導（学力検査、運動能力検査等）		
○一週間程度、個別メニューで施設でのルール等についてのオリエンテーションを実施する。		
○支援寮において3泊4日の観察指導を行う。その後一般寮に入り観察指導を行う。期間は入所後2週間とする。		
○新入生への動機づけのため入所日から3日間の個別対応プログラムがある。		
○児童が生活になじむよう1ヶ月くらいは受容を中心に指導を展開している。		
○2日間程度のオリエンテーション		
○期間は1週間程度。担当が中心になり生活日課きまりについて説明。児童自身の課題・目標について作文とともに面接し内容を深める期間としている。		
○入園時指導と称し、約1週間、特別メニューの生活、学習、作業訓練を実施する。		
○寮職員との関係作りで各寮工夫し、対応している。		
○入園後、3～7日ほど、個室にて別日課（観察期間）（※他児との接触を避ける、本館登校なし等）		
○施設内の空き寮を利用し、おおむね2泊3日の期間を導入。面接を実施している。		
○入所当日から4～5日間、空き寮を利用した専用寮で職員と1対1の特別日課を行う。		
○入寮した寮で個別指導を受け（期間は児童の状態による）、その様子により関係職員、教員による登校診断を行い、分校への登校の是非を決定している。		
○新入児童に4～6日間「生活のきまり」、「学校のきまり」を周知する期間を設けている。		
○1週間程度子どもが所属する生活寮で個別に導入プログラムを行う。		
○オリエンテーション（寮舎）、心身の健康チェック面接、学力診断		
○導入プログラムと称し、約1週間かけて実施している		
○空き寮を設けて有効に利用している。新入時約1週間、振り返りで2、3日。問題行動の反省で3、4日。面接、作文を行う。		
○一週間弱の個別オリエンテーションプログラムを設けている。		
○新入の場合、2泊3日で観察寮を使用。その中で1泊目寮長夜勤、2日目指導課長が夜勤し、細かな説明、子どもが落ち着いて生活できるようにしている。また2日目に心理判定員の面接をFSWの面接を行っている。		
○新入児童に対して、安心感や目的意識を持たせるため、全職員が交替で「初期支援プログラム」（4～5日間）を実施している。		
○2日程度のオリエンテーション		
○入所時から3日間を「特別指導」として、他児とは別途メニューで行い、児童の観察や当面の具体的目標について児童と話し合い認識させる期間としている。		
○5日間程度は別室での処遇を行う。動機づけ、日課・ルール説明、精神安定、学力確認		
○入所日を入れて3日間は寮扱いを行い、その後全体活動に参加させる。		
③先輩にあたる子どもの受け持ち制度がある。	43.1	25
④特にない。	8.6	5

- 受入れ寮の職員が集中的な面談を行い、動機付けの確認やガイダンスをしている。
- ガイダンスを実施し、先輩にあたる子どもに受入れ指導を周知している。
- 基本的な生活ルールや日課については、職員が援助・指導にあたる。その他の日課や、生活の細部については、先輩にあたる児童が、共に生活を送る中で教える。
- 新入生の世話係を設けている。
- 寮長、寮母との関係がとれてから登校する。
- 新入所児童には、入所期間の長い子どもが世話役として教育にあたっている。
- 入所後の1ヶ月間は試験期間とし、園外活動には参加させない。
- 状況によっては、2~3日寮長が中心に個別に対応する。
- 通常の寮日課は寮担任が行動を共にし、施設生活を順応させる。学校教育活動では、指導教室を設置し施設側職員が観察指導して、分教室担任との協議で学校教育へ参加させる。クラブ活動も入園当初はしばらく参加させず寮担任が寮活動を中心に生活を共にしながら援助活動を行う。新入生の指導については、「新入生入所時指導」として指導要領を定めている。
- 入所後最低5日間は寮舎で生活し落ち着いてから分校へ登校する。
- 入所式で本施設の生活やその援助内容について、本人及び保護者へ説明している。また、寮舎に入る際に、寮長、寮母から寮での生活やその援助内容について説明している。
- 入所当初は、先輩児童の中から1人、世話役を決め支援を助けることとしている。
- 入園の翌日少なくとも1日は担当の寮にて個別対応の時間とし、児童の不安感の軽減につとめている（個別担当制の実施）。また概ね2週間程度を観察期間とし、行事等での外出なども極力控えている。
- 入所経過等を職員に周知し、一定期間行動観察を行う。
- 世話役を任せられる児童がいるときには、新入児童の世話を受け持たせることがある。
- それぞれの寮舎において②特別なプログラム、③先輩の受け持ち制度のほか、寮担当職員との接触を多く持つなど工夫をしている。

(2) 個別指導として指導に取り入れているものがありますか。（複数回答可）

	割合 (%)	施設数
①日記指導	91.4	53
②個別の定期面接	75.9	44
③通信による家庭との連携	77.6	45
④職場実習	75.9	44
⑤その他	36.2	21

○個別の面接は隨時実施している。

○空き寮を利用しての家族（主に母親）との生活訓練（関係改善・調整）、出身学校への登校訓練
○他児との接触を制限し、集団からの刺激を極力抑える環境の下で個別プログラムによる生活を行わせ内省力の向上等の指導を行っている。また、心理士による心理療法を実施。

○問題行動のある児童については、支援寮において個別指導を行っている。（最長で4泊5日）

○心理職員による面接

○個別対応での作業

○「個別処遇」実施要領を制定。ボランティア活動などにも力を入れている。

○家庭復帰が近い児童について、週末帰宅、家族短期入所の利用、前籍校への試験登校の実施など

○担当職員との外出

○ファミリーワーク、担当職員との個別外出

○帰宅訓練

○新入生については、1ヶ月以内に全員心理職が面接しその後は児童の要望や寮担任からの要請（処遇困難児童相談、進路相談時等）により面接を行う。その他退園を控えた児童について面接を行っている。

○学習指導、作業指導等

○自立支援計画を児童と職員が一緒に考えた上で作成する。生活場面における面接。

○家庭実習（一時帰省で月1~2回、一泊で家に帰る。（保護者との連携のもと））、学校実習（家庭から原籍校へ通学する。1日~1週間程度。）

○家庭実習、学校実習、進路指導、処遇検討会議、親子ふれあいショートステイ

○問題行動が起こったとき、特別指導として（概ね3日間）職員が1対1でつき、個別指導を行い振り返りをさせる。内容は作業、作文（日記）内省など

○個別の不定期面接

○在籍児童に問題行動（無断外出、暴力等）が生じた場合に「特別支援プログラム」と称して、個別指導を実施している。

○ロールレタリング、課題の解決プログラム

○必要に応じて行うよう努力している。

(3) 子どもと職員との関係性について回答下さい。（複数回答可）

	割合 (%)	施設数
①食事は職員（調理員を含む。）が調理、配膳を行う。	72.4	42
②食事は子どもたちだけで食べる。	1.7	1
③休みの日は、子どもだけの日課（余暇活動）が多い。	29.3	17
④夜間に宿直職員の所に子どもが相談に来ることが多い。	58.6	34
⑤職員に対する集団的対立がみられる。	1.7	1
⑥日記等で意見交換する。	86.2	50

(4) 賞罪教育について回答下さい。（複数回答可）

	割合 (%)	施設数
①個別面接などで直面化を行っている。	69.0	40
②作文（日記）などでの指導を行っている。	62.1	36
③ロールレタリングの手法を取り入れている。	12.1	7
④グループカウンセリングを行っている。	8.6	5
⑤特に行っていない。	22.4	13
⑥その他	13.8	8

- 個別作業指導
- 特別日課（ケースによって内容は一律ではないが、内省を促すような日課の変更（作業等）を行っている。
- 生活指導のいろいろの場面の中で指導している。
- 入所してからの反則については、「作文」、「面接」など実施。
- ①に類似した形の指導
- 昨年度から取り組みについて少し試行を始めている。
- 在園時の罪については、弁償と謝罪をおこなっている（先方の承諾をとって）
- 特別日課を組んでいる。

<備考>

- 児童自立支援施設の教育、援助内容において「贖罪教育」ということ自体なじまない。
- 入所児童は犯罪者ではない。不幸な成育歴や不適切な養育環境のもと似合った結果、不良行為への傾斜が認められる児童である。「人」としての自分を取り戻す場が当施設であり、贖罪教育の必要な児童は少年院で扱えばよい。
- 少年院が行うような贖罪教育は難しいと考える。
- 児童福祉施設であり、その観点から「贖罪教育」は行っていない。ただし、日常的に「他者の痛み、立場」を考えられるように指導している。
- 贖罪教育の強化については、入所児童の年齢、受け止める力等から無理があるのではないかとも考えられる。
- 振り返り、内省という形はあるが、特に贖罪教育としては行っていない。

V 学科指導について

(1) 高校生について回答下さい。

	割合 (%)	施設数
①通学を認めている。	63.8	37
②通信制のみを認めている。	1.7	1
③高校生は在籍していない。	34.5	20
③の理由		
・施設の方針	15.0	3
・児童相談所の方針	0.0	0
・調査時にいないだけ	85.0	17

(2) 中学卒の子どもについて回答下さい。

	割合 (%)	施設数
中学卒の子どもがいる	82.8	48
中学卒の子どもがない	17.2	10
 (複数回答可)		
①必要な科目について指導している。	70.8	34
内訳		
国語	85.3	29
数学	85.3	29
理科	38.2	13
社会	55.9	19
英語	50.0	17
その他	70.6	24
②作業指導を行っている。	87.5	42
③職業技能指導を行っている。	29.2	14
※職場実習、パソコン、ワープロなど		
○職場実習（長期または短期、職種はさまざま）		
○パソコン操作		
○職場実習		
○パソコン等		
○ワープロ技能		
○院内指導後、安定している児童については、近隣の事業所で職場実習を行う。		
○職場実習を行っている（適応状況が良ければ就労につなげる）		
○農園作業、職場実習		
○直接指導をしていないが、職業体験実習、職業実習という形態で近隣事業所で就労させ適職を探す機会を設けている。		
○就労援助センターへの通所指導		
④資格取得のための指導を行っている。	52.1	25
※英語・漢字・ワープロ・珠算・硬筆検定、危険物取扱主任者、ホームヘルパー、運転免許、原付免許など		
○漢字・ワープロ検定、珠算・硬筆検定		
○危険物資格（乙種、丙種）		
○原付免許		
○ケースによって運転免許取得		
○原付免許、ホームヘルパーの資格取得		
○漢字・英語検定		
○ヘルパー資格取得、英語・漢字・パソコン検定		
○小型特殊免許、危険物取扱者乙種第四類、パソコン検定		
○ヘルパー2級		
○運転免許		
○（児童の希望により昨年は、）危険物取扱主任者（丙種）、原付免許		
○原付免許		
○ホームヘルパー2級、ワープロ検定3・4級		
○危険物取扱者、原付、漢字、英語検定		
○危険物、原付		
○危険物、運転免許		
⑤SSTの取り組みを行っている。	16.7	8
○グループワークの中で取り入れている。		
○ロールプレイ等で社会で出会うことが想定される具体的問題を提起して実施している。		
○「生活学習」の授業の中で月ごとにテーマを決めて行っている		
○社会資源の活用方法、コミュニケーションスキルの向上		
○職場内、社会生活上の対人関係スキルを身につけるため接遇指導を含めたロールプレイによる生活技能訓練プログラムを児童の能力にあわせて取り入れている。		
○中学生対象のクラスを設け、カリキュラムを設定している。		
○週1回「テーマ学習」をプログラムに組み入れ社会支援、生活支援を行っている。		
○特別指導事業（文化体験活動）をとおしてマナー教室、調理実習等、職場実習交通期間利用通勤、銀行口座開設、単独通院		

適切な職員配置のために必要・有効と考えられること

(平成17年度児童自立支援施設実態調査)

1	直接援助職員については新規採用者にとって職務をこなすことは大変に難しいことであり、児童相談所や他の施設の経験者が望ましいと考える。もちろん児童福祉に情熱を持っている人が最適任者。
2	国立武蔵野学院付属養成所出身の採用等、専門性を有した職員を採用する。被虐待児等の対応のため心理職員を配置する。
3	保育士、児童自立支援専門員、心理判定員が配置されているが、児童福祉司経験職員及びそれと同程度の知識、経験を有する者、社会福祉士の配置も必要と思われる。
4	交替勤務制の職場にあっては、専門的知識、技能等の資格を持った職員配置が必要。知識、経験のない職員の配置があった場合は人材の育成ができるような人的配置の余裕が必要。
5	職員の専門性を高めるための研修の充実。心理療法担当職員の必置化。
6	専門化を進める。直接処遇職員数の最低基準の見直し(交替制における職員数になじまないため)
7	資格や経験を有する人材の確保。入所児童の質的变化に対応する心理職員の配置やアフターケアの充実や児童の自立を支えるためにも職員の在籍年数も考慮が必要と思われます。
8	専門知識を有する者であり、最低限児童指導の経験が必要と考える。
9	専門採用、専門職員の児童相談所との人事交流。
10	専門職員の採用又は養成が必要。
11	多様な問題を抱える児童と向き合い生活をベースにした関わりのなかで問題を解決していく能力が求められる。
12	職員配置にあたって①人格的、体力的に優れていること、②メンタル面においてストレスに耐えうる強さを有していること、③年齢的に若く活力があること、等を適正の有無の判断基準とする。
13	児童処遇に情熱のある職員が必要であると思われる。
14	適性と意欲があるか否かの見極め、職員採用時点での選考による採用、異動希望の本人への確認が必要。
15	研修を受けたり、経験を積めば誰でも専門的な援助のできる職員になれるわけではない。採用の時に慎重に適任かどうかの判断が必要である。
16	施設職員である前に県職員として採用試験に合格する必要があるが、画一的な試験のため、現場の意向が反映されず、職種になじまない職員配置をされる場合もあり得る。
17	国の職員養成所の合格基準を学力のみに頼らず、また終了後施設で働くという強い意志と情熱を持った人物を養成する。
18	適性と意欲があるか否かの見極め、職員採用時点での選考による採用、異動希望の本人への確認必要。
19	バランスのとれた人材配置も大切だが、配置後の研修やスーパーバイズも必要である。
20	ベテラン職員と一緒に自立支援活動に従事し、直接処遇技術を体得できる研修期間をもつ。
21	先進的施設での実地研修が必要。
22	児童相談所との積極的な人事交流及び臨床心理士の配置などが必要。
23	他職場との人事交流が必要。

24	緊急時に対応できる職員体制が必要である。
25	職員配置に関する最低基準の見直し(5対1から3対1へ)が必要。
26	最低基準改定等による職員の増員が必要。
27	きちつとした(児童自立支援施設としての)職員採用方法を確立する必要がある。
28	「Withの精神」と「足の裏の哲学」を実践し、一路白頭に至る覚悟を持った職員を集め、異動をあまりさせない。職員は選考採用とする。
29	職員の年齢、資質に応じてポジションを考慮する。
30	直接援助職員22名中、10名が非常勤職員であり、1~3年ほどで退職→採用と入れ替わりがあることから、新任職員の指導が重要である。
31	経験の浅い職員に対する援助体制をとるための人員配置が必要である。
32	経験が必要な職場であり、経験年数が20年、10年、5年とバランスよく配置し、後輩を育てる体制が必要である。
33	児童の待遇は短期間では達成できないため、職員の在任期間としては、7~10年程度が望ましい。
34	経験年数の長い職員と短い職員で寮運営を行う。
35	専門的な教育を受けた職員が年齢的にピラミッド型の職員配置になるようにする。
36	選考採用要件に教員免許取得者も加え、要件の幅を広げる。
37	本施設は教員からの採用であることから、教育現場で生徒指導や教育相談を経験した有能な人材の登用が有効と考える。
38	本園から他部署に異動して再度本園に異動希望する場合、5年以内が有効と考える。
39	異動を前提としての職場であることを認識しつつ、人材育成ができるような職員集団の質の高さを保つこと(誰が転勤してもできる職場作りを目指している。)
40	本施設は教員からの採用であることから、教育現場で生徒指導や教育相談を経験した有能な人材の登用が有効と考える。
41	①意欲・熱意を有する職員配置が第一である。②若い職員の配置と年齢構成のバランス③交替制である当施設の場合、特に男女比が重要である。
42	男女比、年齢構成の配慮。
43	児童自立支援施設に対する行政の理解と検証が必要。

平成 17 年 8 月 10 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

児童養護施設等における入所者の自立支援計画について

近年、児童相談所や児童福祉施設等において、虐待など複雑かつ深刻化する子どもの問題に対応するために、子どもと家庭に対する的確なアセスメント及びこれに基づいた適切な自立支援計画の策定が求められている。このため、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「最低基準」という。）を改正し、平成 17 年 4 月より、児童養護施設等の各施設長は、入所者に対して計画的な自立支援を行うため、個々の入所者に対する支援計画を策定しなければならないこととしたところである。この自立支援計画については、児童自立支援計画研究会により検討され、「子ども自立支援計画ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」として報告されたところである。これらを踏まえ、児童養護施設等における入所者の援助に係る計画について、下記の点に留意しつつ、自立支援計画を策定し、入所者の援助向上の観点から、その一層の活用を図られたい。

なお、児童相談所においても、施設入所ケースについて、ガイドラインで示された「子ども家庭総合評価票」を積極的に活用し、適切な総合診断を行い、施設職員等の関係者と十分に協議して援助指針を作成することとされているので留意願いたい。

おって、平成 10 年 3 月 5 日児家第 9 号厚生省児童家庭局家庭福祉課長通知「児童養護施設等における入所者の自立支援計画について」及び平成 16 年 5 月 27 日雇児福発第 0527001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「乳児院における自立支援計画の策定について」は廃止する。

記

第 1 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設に入所している子どもに係る自立支援計画について

児童福祉施設に入所中の子どもに対する指導については、担当職員のみならず施設長を始めとする職員が共同して、生活指導、職業指導、家庭環境調整等を行っているところである。これらの実施については、入所中はもとより退所後についても継続した対応が求められていることから、子どもの自立支援の視点に立った指導の充実や、子どもの通学する学校、児童相談所等関係機関との連携を図りつつ、個々の子どもの状況を十分に把握するとともに、情報を共有化するためのケース概要を基にケース検討会議等で十分に検討し、個別の子どもについて自立支援計画を策定し、これに基づいた支援を行わみたい。

この自立支援計画は、子どもの施設入所時に策定する方法に加え、入所後数か月間は、児童相談所で作成した援助指針を自立支援計画として活用し、子どもを支援した後にその効果などについて評価・検討し、子ども本人、保護者、児童相談所及び関係機関の意見や協議などを踏まえ、策定することも可能である。このため、児童相談所が作成する援助指針は、子ども及び保護者の意向が十分に尊重され、施設と十分に協議されたものである必要がある。また、自立支援計画の策定後は、計画が適切に実施されているか否かについて十分把握するとともに、目標の達成状況などから支援効果について客観的な評価を行い、アセスメントや計画(課題設定・目標設定・援助の方法等)の妥当性などを検証し、必要に応じて自立支援計画等の見直しを行うことが重要である。再評価に際しては、ガイドラインで示された「子ども家庭総合評価票」等を活用しつつ、子どもや保護者、児童相談所など関係者と連携を図り、評価の妥当性や信頼性を確保することに留意する必要がある。また、子どものいわゆる問題行動や短所の指摘にとどまることのないよう留意し、それまでの間の援助が子どもの成長や発達に果たした役割を評価するとともに、援助に関しさらに改善の求められる部分を発見することに主眼を置くことが重要である。

なお、当該計画の書式については、標準的と考えられる書式を別添1として添付したので参考にされたい。

第2 母子生活支援施設の入所者に係る自立支援計画について

母子生活支援施設の入所者に対する支援については、担当職員のみならず施設長を初めとする職員が共同して、就労、家庭生活及び子どもの養育に関する相談及び助言等各援助領域を通じ、入所中はもとより退所後についても継続的な支援を行うことが必要であるとともに、母子家庭の自立支援の観点に立った支援の充実や、福祉事務所、母子自立支援員、児童家庭支援センター、母子福祉団体、公共職業安定所、子どもの通学する学校や児童相談所等関係機関との連携を推進する観点から、入所者個別の自立支援計画を策定されたい。

また、当該計画は、入所時に福祉事務所、母子自立支援員等と協議の上、母子自身の意見・意向を踏まえて策定し、以後は定期的に福祉事務所等関係機関と協議の上、再評価を行うこと。再評価に関しては、母子の問題や短所の指摘にとどまることのないよう留意し、それまでの間の援助が母親の自立及び子どもの成長や発達に果たした役割を評価するとともに、援助に関し、さらに改善の求められる部分を発見することに主眼を置くこと。なお、当該計画の書式については、従来から各施設において策定していた個別処遇計画に所要の修正をすることでも足りるものであるが、標準的と考えられる書式を別添2として添付したので参考にされたい。

なお、最低基準においては、母子生活支援施設について、関係機関との連携に係る規定(第30条の2)により、母子生活支援施設の長は、福祉事務所等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活の支援に当たらなければならないとされているところであり、母子生活支援施設に入所措置を探った福祉事務所にあっては、自立支援計画の作成に関し施設から意見等を求められた場合には協力するよう努められたい。

(別添1)

自立支援計画票

施設名	作成者名				
フリカ・ナ 子ども氏名		性別	男 女	生年月日	年 月 日 (歳)
保護者氏名		続柄		作成年月日	年 月 日
主たる問題					
本人の意向					
保護者の意向					
市町村・保育所・学校・職場などの意見					
児童相談所との協議内容					
【支援方針】					
第〇回 支援計画の策定及び評価			次期検討時期: 年 月		
子ども本人					
【長期目標】					
支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価(内容・期日)		
【 短期目標 (優先的 重点的 課題) 】			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

家庭(養育者・家族)

【長期目標】

支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価(内容・期日)
【短期目標(優先的重點的課題)】			年月日
			年月日
			年月日

地域(保育所・学校等)

【長期目標】

支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価(内容・期日)
【短期目標】			年月日
			年月日

総合

【長期目標】

支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価(内容・期日)
【短期目標】			年月日
			年月日

【特記事項】

(記載要領)

- 1 「本人の意向」及び「保護者の意向」には、本人や保護者がどのようなニーズを持ち、どのような支援・治療を望んでいるのかなどについて記入する。また、具体的な支援・治療ニーズ・内容・方法などについての要望がある場合には、その内容を記入すること。ただし、乳幼児の場合には「本人の意向」を省略することは差し支えないが、可能な限り聴取すること。
なお、本人と保護者との意向が異なる場合には、それが明確となるよう記入する。
- 2 「支援方針」については、アセスメントの結果や総合診断及び施設における支援状況から明らかになった支援ニーズに基づき到達したいと考えている内容や方向性などについて記入する。
※ 支援する側の視点で記入する。
- 3 ケースの状況によって異なるが、「長期目標」は概ね6ヶ月～2年程度で達成可能な目標を設定する。「短期目標」は概ね1～3ヶ月程度で達成したり進展するような目標を設定する。
「長期目標」を達成するためにより具体的な目標として「短期目標」を設定する。
- 4 「支援上の課題」については、アセスメントの結果や総合診断から明らかになった優先的・重点的課題について、優先度の高いものから具体的に記入する。
- 5 「支援目標」については、「支援方針」の内容を踏まえ、「支援上の課題」に対する具体的な支援目標を記入する。
- 6 「支援内容・方法」については、支援目標を達成するための支援内容・方法について、回数や頻度などを含めできるだけ具体的に記入すること。
- 7 「評価」については、計画作成者（担当者）が中心になって、職員による行動観察、評価票をはじめとした客観的評価、子ども本人の自己評価などの資料に基づき、達成状況などについて、ケース検討会議などにおいて、関係職員と検討の上、行う。
なお、子どもや保護者に計画書を必要に応じて開示することから、この欄の記入内容については、簡潔でわかりやすいこととし、別紙（例：月間評価票などのようなもの）にその詳細な内容について記載するなどの工夫を凝らすことも必要である。
- 8 特記事項欄には、通信・面会の制限状況や関係機関との連携状況など特記すべき事項について記入する。
- 9 必要な内容は、様式の枠にこだわらず、枠を広げるなど工夫して記入すること。
※ 自立支援計画の見直しを行う場合には、その都度新たな用紙に策定すること。

(別添1の参考)

自立支援計画票(記入例)

施設名	□□児童養護施設		作成者名		
フリカ・ナ 子ども氏名	ミライ 未来	コウタ 幸太	性別	○男 女	生年月日 ○年 ○月 ○ 日 (11歳)
保護者氏名	ミライ 未来	リョウ 良	続柄	実父	作成年月日 ×年 ×月 × 日
主たる問題	被虐待経験によるトラウマ・行動上の問題				
本人の意向	母が自分の間違いを認め、謝りたいといつていて、母に対する嫌な気持ちはもっているが、確かめてみてもいいという気持ちもある。早く家庭復帰をし、出身学校に通いたい。				
保護者の意向	母親としては、自分のこれまで行ってきた言動に対し、不適切なものであつたことを認識し、改善しようと意欲がでてきており、息子に謝り、関係の回復・改善を臨んでいる。				
市町村・学校・保育所・職場などの意見	出身学校としては、定期的な訪問などにより、家庭を含めて支援をしていきたい。				
児童相談所との協議内容	入所後の経過(3ヶ月間)をみると、本児も施設生活に適応し始めており、自分の問題性についても認識し、改善しようと取り組んでいる。母親も、児相の援助活動を積極的に受け入れ取り組んでおり、少しずつではあるが改善がみられるため、通信などを活用しつつ親子関係の調整を図る。				
<p>【支援方針】 本児の行動上の問題の改善及びトラウマからの回復を図ると共に、父親の養育参加などによる母親の養育ストレスを軽減しつつ養育方法について体得できるよう指導を行い、その上で家族の再統合を図る。</p>					
第〇回 支援計画の策定及び評価			次期検討時期: △年 △月		
子ども本人					
<p>【長期目標】 盗みなどの問題性の改善及びトラウマからの回復</p>					
短期目標 (優先的 重点的 課題) 一	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価(内容・期日)	
	被虐待体験やいじめられ体験により、人間にに対する不信感や恐怖感が強い。	職員等との関係性を深め、人間にに対する信頼感の獲得をめざす。トラウマ性の体験に起因する不信感や恐怖感の軽減を図る。	定期的に職員と一緒に取り組む作業などをつくり、関係性の構築を図る。心理療法における虐待体験の修正。	年 月 日	
	自己イメージが低く、コミュニケーションがうまくとれず、対人ストレスが蓄積すると、行動上の問題を起こす	得意なスポーツ活動などを通して自己肯定感を育む。また、行動上の問題に至った心理的な状態の理解を促す。	少年野球チームの主力選手として活動する場を設ける。問題の発生時には認知や感情の丁寧な振り返りをする。	年 月 日	
		他児に対して表現する機会を与え、対人コミュニケーション機能を高める。	グループ場面を活用し、声かけなど最上級生として他児への働きかけなどに取り組ませる。	年 月 日	
	自分がどのような状況になると、行動上の問題が発生するのか、その力動が十分に認識できていない	自分の行動上の問題の発生経過について、認知や感情などの理解を深める。また、虐待経験との関連を理解する。	施設内での行動上の問題の発生場面状況について考えられるよう、丁寧にサポートする。	年 月 日	

家庭(養育者・家族)				
【長期目標】母親と本児との関係性の改善を図ると共に、父親、母親との協働による養育機能の再生・強化を図る。また、母親が本児との関係でどのような心理状態になり、それが虐待の開始、及び悪化にどのように結びついたのかを理解できるようにする。				
	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価(内容・期日)
【短期目標】 （優先的重點的課題）	母親の虐待行為に対する認識は深まりつつあるが、抑制技術を体得できていない。本児に対する認知や感情について十分に認識できていない。	自分の行動が子どもに与える(与えた)影響について理解し、虐待行為を回避・抑制のための技術を獲得する。本児の成育歴を振り返りながら、そのときの心理状態を理解する。そうした心理と虐待との関連を認識する。	児童相談所における個人面接の実施(月2回程度)	年 月 日
	思春期の児童への養育技術(ペアレンティング)が十分に身に付いていない	思春期児童に対する養育技術を獲得する。	これまで継続してきたペアレンティング教室への参加(隔週)	年 月 日
	父親の役割が重要であるが、指示させたことは行うもののその意識は十分ではない	キーパーソンとしての自覚を持たせ、家族調整や養育への参加意欲を高める。母親の心理状態に対する理解を深め、母親への心理的なサポーターとしての役割を取ることができる。	週末には可能な限り帰宅し、本人への面会や家庭における養育支援を行う。児童相談所での個人及び夫婦面接(月1回程度)。	年 月 日
地域(保育所・学校等)				
【長期目標】定期的かつ必要に応じて支援できるネットワークの形成(学校、教育委員会、主任児童委員、訪問支援員、警察、民間団体、活動サークルなど)				
	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価(内容・期日)
【短期目標】	サークルなどへの参加はするようになるものの、近所とのつきあいなどはなかなかできず、孤立感み	ネットワークによる支援により、つきあう範囲の拡充を図る	主任児童委員が開催しているスポーツサークルや学校のPTA活動への参加による地域との関係づくり	年 月 日
	学校との関係性が希薄になりつつある。	出身学校の担任などと本人との関係性を維持、強化する。	定期的な通信や面会などにより、交流を図る	年 月 日
総合				
【長期目標】地域からのフォローアップが得られる体制のもとでの家族再統合もしくは家族機能の改善				
	支援上の課題	支援目標	支援内容・方法	評価(内容・期日)
【短期目標】	母親と本人との関係が悪く、母子関係の調整・改善が必要。再統合が可能かどうかを見極める必要あり。	母子関係に着目するとともに、父親・妹を含めた家族全体の調整を図る。	個々の達成目標を設け、適宜モニタリングしながら、その達成にむけた支援を行う。	年 月 日
			通信などを活用した本人と母親との関係調整を図る	年 月 日
【特記事項】通信については開始する。面会については通信の状況をみつつ判断する。				

自立支援計画票（母子生活支援施設）

施設名

措置番号	記入日	平成 年 月 日	
フリガナ 母親の氏名		生年月日	昭・平 年 月 日(歳)
		入所年月日	昭・平 年 月 日
子どもの氏名	生年月日	続柄	子どもの状況
	昭・平 年 月 日(歳)		
	昭・平 年 月 日(歳)		
	昭・平 年 月 日(歳)		
	昭・平 年 月 日(歳)		
	昭・平 年 月 日(歳)		
措置理由			
当面の課題			
中・長期的課題			
母親・関係者意見	母親の意見		
	子どもの意向		
	福祉事務所担当者の意見 (氏名)		
	施設担当者の意見 (氏名)		
	その他の意見 (氏名)		

自立支援 目 標		再評価 の実施 予定日	年 月
-------------	--	-------------------	-----

各領域の具体的支援目標及び方法

ア 施設内支援

イ 家庭環境調整

ウ その他

再評価欄	再評価を行った時期 平成 年 月 日
------	--------------------

(記載要領)

1 総括的事項

- ① 自立支援計画（母子生活支援施設）は、施設長、担当職員だけでなく、支援にあたる職員全体で合議の上策定することが望ましいこと。
- ② 策定に当たっては福祉事務所・母子相談員と十分協議するとともに、その他関係機関と所要の協議を行うこと。
- ③ 計画に基づいた実践の経過を記録し、定期的に再評価を行い、再評価に基づいて次期の計画を策定すること。

2 「子どもの状況」欄

就学及び就職の状況、心身の状態、特に抱える問題等について記載すること。

3 「措置理由」欄

措置権者が施設入所措置を採った理由を簡潔に記載すること。

4 「課題」欄

記入日時点で母子が抱えている課題を、当面解決すべきものと中・長期的な課題に分けて記載すること。

5 「母子・関係者意見」欄

- ① 「課題」欄に記載した事項に対する母子等の意向・意見を記載すること。
- ② 母子から聴取する際には、受容的、非審判的態度で接し、プライバシーに配慮するとともに、話しやすい環境を整えることが重要であること。
- ③ 子どもの意向聴取は、必要に応じ、母の同意を得た上、母とは別個に行うこと。
- ④ 母子からの聴取に協力が得られない場合は、その旨記載して空欄とすること。

6 「自立支援目標」欄

「課題」欄や「母子・関係者意見」欄を参考にして、次期計画までの間の母子の自立支援目標（一般）について記載すること。

7 「再評価の実施予定日」欄

次期、再評価を行う予定時期を記入すること。

8 「各領域の具体的支援目標及び方法」欄

「自立支援目標」を実現するための領域別具体的支援目標及び方法（関係機関との連携のあり方を含む）について記載すること。

9 「再評価」欄

再評価を行った際に、各領域の具体的支援目標についての達成状況を記入すること。